

税に関するアンケート集計結果

(ご回答募集期間：平成30年2月～4月)

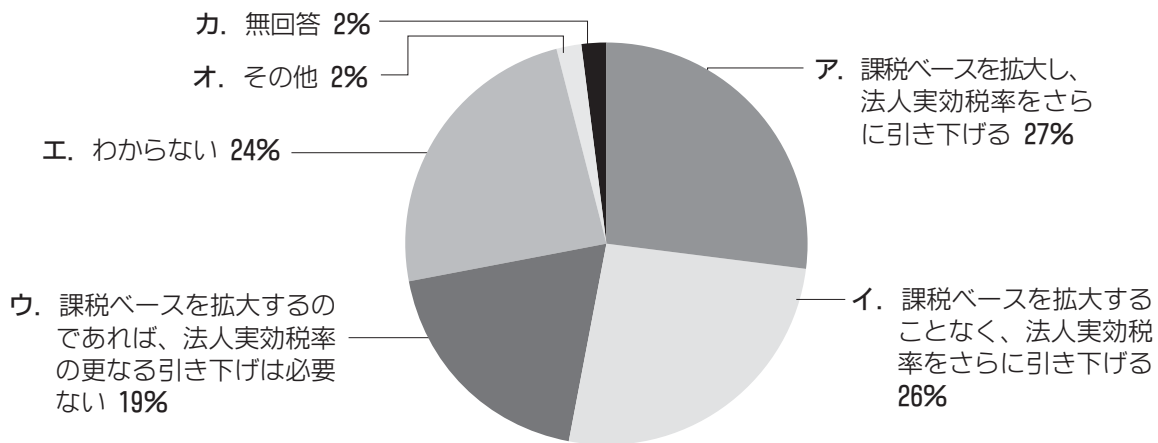
皆様にご協力いただきました「税に関するアンケート」集計結果をご報告いたします。

昨年12月22日に閣議決定された「平成30年度税制改正の大綱」は、経済の成長軌道を確保する「生産性革命」と「人づくり革命」を断行するために必要な税制面での措置として、個人課税では給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直し、法人課税では所得拡大促進税制の改組と情報連携投資等促進税制の創設、その他では、中小企業に向けて事業承継税制の拡充などが盛り込まれています。

このような状況のなか、中小企業を取り巻く税制について以下の設問にお答えください。

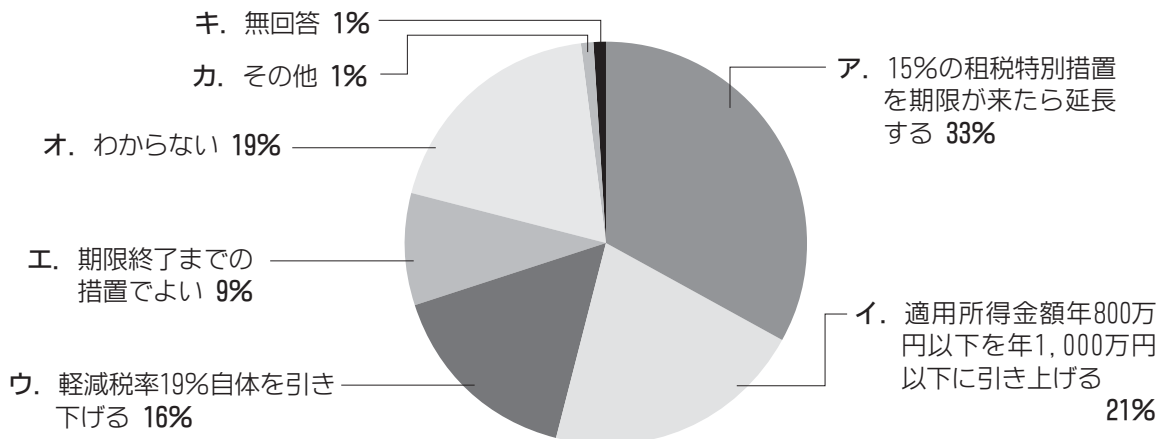
1. 平成28年度改正で「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という方針により、法人実効税率が段階的に引き下げられ（現行29.97%、平成30年度は29.74%：資本金1億円超の企業の場合の計算）、法人実効税率20%台が実現しました。

今後の日本の法人実効税率のあり方についてどう考えますか。

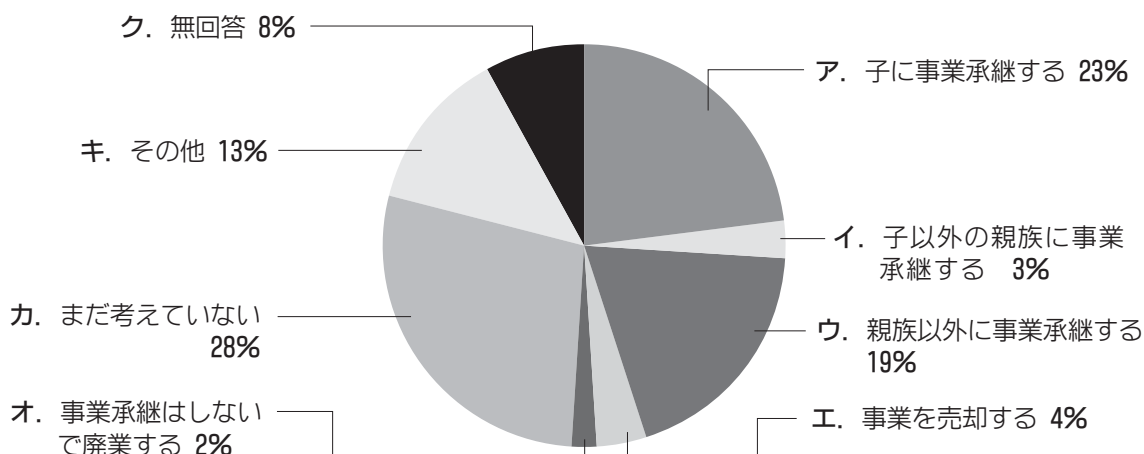


2. 平成30年度に法人税の基本税率は23.2%となりますが、資本金1億円以下の中小法人の年800万円以下の所得については19%の軽減税率となり、さらに租税特別措置法で時限的に15%が適用（平成31年3月31日開始事業年度まで）されています。

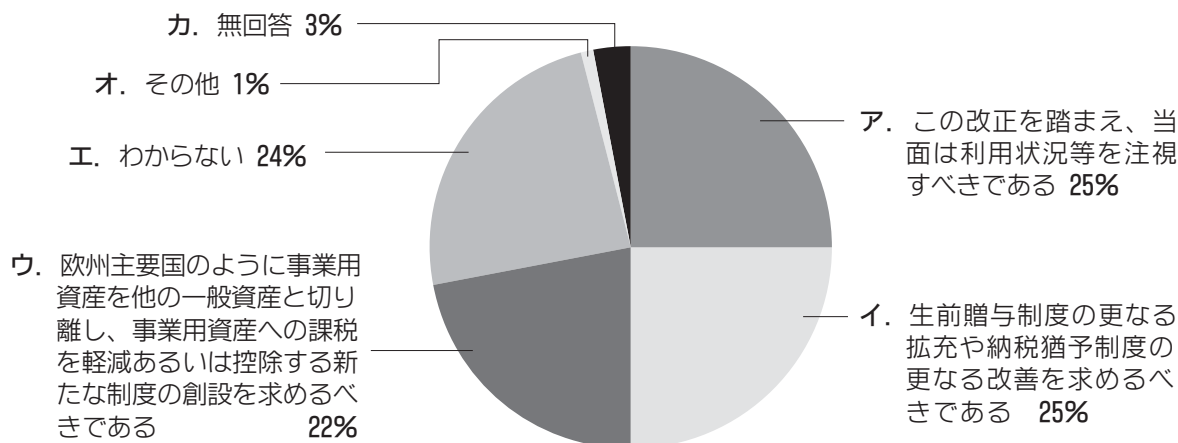
この中小企業に対する法人税の軽減税率制度についてどう考えますか。



3. あなたの会社を事業承継するにあたって、どのような形態を考えているか、お聞かせください。



4. 平成29年度税制改正では、贈与税・相続税の納税猶予制度の一部見直し、取引相場のない株式の評価（類似業種比準方式）の見直し、さらに平成30年度税制改正では、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度が創設され大幅に条件が緩和されることになりました。会社を事業承継するにあたって、事業承継税制についてどのように考えますか。



その他、税などについてのご意見を何でも自由にご記入ください。

【税体系・行財政全般】

税について不公平感をなくし、公平・適正な仕組みにしてほしい／非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度・所得拡大促進税制の改組などについては評価するが、国家財政の赤字をどうするのか、予算編成を見ても疑問／徴収については厳格な対応がなされているが、使い方についても厳格な対応が望まれる／事業承継税制の適用開始時期に関する質問を3つの行政庁に問い合わせたが、三者三様の回答であり、混乱したのでキチンとした対応をしてほしい／新聞に折り込まれる広告チラシが大量で片付けが大変、広告チラシ税を創ったらどうか／贈与税の配偶者控除について、近年では賃貸物件や介護施設等へ入居するなど、持ち家に住まないケースが増えていることから、対象を居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭に限定することは、必ずしも生存配偶者の生活を保障する最適な方法とは言えないのではないか／

【消費税関係】

消費税軽減税率は実務が煩雑／消費税免税事業者であっても適格請求書が発行できるようにならないと小零細の事業者には大きな負担となる／消費税は複数税率を適用するのではなく、基本税率の消費財と軽減税率を適用する消費財との加重平均の率とする単一税率で運用し、5年に一度位で見直しを行えばよい

～皆様、ご協力誠にありがとうございました～

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹²²〕

使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度

Q . 会社所有の自動車を廃車することになりましたが、使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度があると聞きました。そこで、自動車重量税のあらましと使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度について教えてください。

A . 【自動車重量税のあらまし】

自動車重量税は、車検などの際に自動車の重量等に応じて課税される国税です。

自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者が納税義務者となります。

自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時まで、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書にはり付けて納付します。

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成29年 5月 1日から平成31年 4月30日までの間に最初に受ける新規車検の際に納付すべき自動車重量税について減免(100%、75%、50%、25%)されます。

また、上記適用を受けた新規車検で免税となる自動車は、環境に影響を及ぼすような一定の改造が行われている場合を除き、2回目の車検に係る自動車重量税も免除されます。

【使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度】

使用済自動車に係る自動車重量税の廃車還付制度とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づいて使用済自動車が適正に解体された場合、申請により車検残存期間に相当する自動車重量税額が還付される制度のことをいいます。

還付の条件は、(1)解体を事由とする永久抹消登録申請書又は解体届出書を運輸支局等に提出すると同時に還付申請書を提出したものであること。(2)車検残存期間が1か月以上あることが必要です。

還付申請は、使用済自動車の最終所有者が、リサイクルのためにディーラーなどの引取業者へ当該使用済自動車を引き渡し、その後、引取業者から使用済自動

車が解体された旨の連絡を受けた後に行います。

具体的には、「解体を事由とする永久抹消登録申請」又は「解体届出」の手続の際に、永久抹消登録申請書又は解体届出書と一体となった様式の還付申請書に、還付申請に係る必要事項を記載の上、運輸支局等の窓口へ提出することによって行います。

これは、申請者の負担軽減の観点から、自動車の登録抹消手続と税の還付手続を一括して行うこととしていものである。還付申請書は、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、運輸支局等から所轄税務署に引き継がれます。

上記により引き継がれた還付申請書は所轄税務署において、還付金の支払いを適正に行うための審査など、所要の手続を的確に行います。そのため、還付申請書が運輸支局等の窓口へ提出されてから、所轄税務署長により還付金が支払われるまでにおおむね2か月半程度かかります。

【計算例】

納付した自動車重量税額のうち、車検残存期間に応じ、以下により計算した金額が還付されます。

$$\text{還付金額} = \text{納付した自動車重量税額} \div \text{車検証の有効期間} \times \text{車検残存期間}$$

例えば納付された自動車重量税額が24,600円、2年車検、車検残存期間5か月の場合の還付金額は次のようになります。

$$24,600 \text{円} \div 24 \text{か月} (2 \text{年車検}) \times 5 \text{か月} = 5,125 \text{円}$$

車検残存期間の計算において、1か月未満の日数は切捨てとなります。

(例：5か月と15日 5か月)

納付された重量税は自動車検査証に記載されていますので、そちらをご確認ください。

【参考】自然災害等に関する税制上の措置

自動車検査証の有効期間内に、平成28年 4月 1日以後に発生した自然災害等により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、当該自然災害の発生した日から5年以内に一定の手続きを行うことにより、車検残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。詳しくは、国税庁ホームページ「自然災害により自動車に被害を受けられた方へ(自動車重量税関係)」をご覧ください。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)



皆さん
こんにちは♪

有限会社 増澤瓦店
安曇野市田沢
代表取締役 増澤 司氏

『美しい瓦屋根を』

安曇野市田沢にあります、(有)増澤瓦店様は明治年間の創業、平成7年に法人化された歴史ある瓦店です。皆様はかつて安曇野市近郊が県内有数の瓦産業が盛んな地域だったことをご存知でしょうか。中でも上川手地区（現在の田沢周辺）の瓦生産量は際立っていたのですが、その繁栄の礎を築いた一人が創業者増澤長次郎氏だそうです。

六代目にあたる増澤社長は、先代である父親のもとで修業を積み、長きにわたって伝えられた技と心を受け継がれました。瓦葺の技術を競う全国大会では長野県代表として上位入賞を果たすなど確かな技術を持つ職人として、経営者としては、まずは職人の皆様の安全を第一に考えながら、忙しい毎日を過ごされています。

近年は住宅事情も変化し、屋根の軽量化に伴い様々な素材が使われるようになりましたが、馴染み深く美しい姿の瓦を大切にしていきたいと話してくださいました。

人々とのつながり、和を大切にされ多くの仲間と公私共充実した毎日をお過ごしです。そんな増澤社長の一番の望みは「二人の子供達が健康で無事に育ってくれることです」と、優しく頼もしいパパの笑顔が満開でした。

(忠地恵子編集委員)



頑張ってます!!

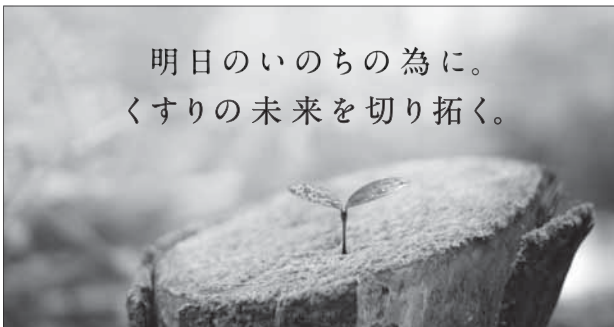
『最高の一日をご提案』

HARMONIE BIEN
(アルモニーピアン)
松本市大手

國貞 茉亜莉 さん

松本市大手にございます結婚式場「アルモニーピアン」。国宝松本城へ向かう大名町通りに佇む国の登録有形文化財「旧第一勧業銀行ビル」をリノベーションして2008年にオープンし今年4月に10周年を迎えました。石目地の外壁、アーチ型の窓など歴史を感じさせる重厚な外観、360度美しい劇場型チャペル、モダンなシャンデリアや家具が醸し出す気品あふれる華やかな室内。更には「街のシンボル松本城」「縁結びの四柱神社」も近いという抜群のロケーションも人気の理由です。

今回お話を伺った國貞さんはウェディングプランナーとしてご活躍中。ご結婚を控えたお客様と日程、予算、式の詳細(進行、装飾、料理、演出等々)について打ち合わせを重ね、最高の一日の準備をしていきます。國貞さんにアルモニーピアンさんの素敵なお客様を伺うと「会場自体がとても魅力的なのですが、一組のお客様に対して、担当者以外のスタッフも情報、そして温かな気持ちを共有して全力で取り組む姿勢です。」と笑顔でお答えくださいました。益々のご活躍が期待されます。
(大沢利充編集委員)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

法律レポート

退職する従業員による顧客の奪取等を防止するために
～会社情報の管理として、企業法務のとるべき対応

三浦法律事務所 弁護士 浅川 清 実



1 退職した従業員が独立し、又は同業他社に就職して、会社の営業・技術上のノウハウを利用したり、会社の得意先に営業をかけることで、会社の技術や顧客を奪われることがあります。このような元従業員の競業を回避するために、企業がとるべき対応を考えてみます。

2 まず、従業員が在職している間の競業禁止についてです。

従業員は、雇用契約書や就業規則に明示されていればそれらに従って、仮に明示されていなくても、従業員は在職中に会社の営業・技術上の情報を漏えいしたり、会社と競業するような行為をしない信義則上の義務を負っていると考えられます。また、在職中の従業員の競業行為や競業準備行為に対して、会社がそのような行為を禁止する具体的な指示、命令をすることも、合理的な範囲で行うことができます。そして、従業員の義務違反行為に対しては、会社が懲戒処分をしたり、損害賠償請求をすることも可能と考えられます。

もっとも、競業を理由とする場合に限らず、会社が従業員の義務違反に対して懲戒処分や損害賠償請求をするためには、従業員の義務内容が就業規則や業務命令の内容としてあらかじめ明示されている必要があります。

3 次に、従業員の退職後の競業の禁止についてです。

雇用契約は従業員の退職によって終了するため、別段の合意等がない限り、退職した従業員は会社に対して特定の義務を負いません。そこで、従業員の退職に際して、従業員が退職後も競業禁止義務を負い、この義務に反したときは会社に対して損害賠償をする旨の誓約書を取ることがしばしば行われています。

もっとも、このような誓約書の法的効力が争いになることも多く、裁判例では、従業員には憲法で定められた職業選択の自由があり、退職

することや退職後にいかなる仕事に就くかは原則として自由であるため、この自由を制限するには合理的な理由が必要であるとして、競業制限の程度と合理的な理由の有無によって競業避止義務の有効性が判断されています。

具体的には、元従業員の競業を制限しなければ会社が大きな損失を負いかねないなど、会社に競業を制限する必要性があること、競業を制限する期間・地域・職種が必要最小限のものであること、元従業員が在職中に会社の機密事項を取り扱う立場にいて相応の報酬を得るなど、従業員側にも競業を制限される理由があること、退職金の上積みなど、競業避止義務に対する代償措置があつて、元従業員に一方的に不利な条件とはいえないことなど、諸般の事情を総合考慮して競業避止義務の合理性の有無が判断されます。

このような裁判例をみると、実際には、競業避止義務を負う旨の誓約書が有効とされるハードルは、比較的高いと考えられます。

4 では、他に有効な方法はないでしょうか。

考えられるのは、従業員の退職後の競業避止義務に焦点をあてるのではなく、退職の前後を通じて、会社の保有する営業・技術上の情報の社外持ち出し、漏えいによる会社損害のリスクを管理することに主眼をおくことです。

具体的には、退職後の従業員の競業に利用されることで会社が損害を負いかねないような得意先情報やノウハウなどについて、保管場所の限定、コピーや社外持ち出しの禁止・制限を普段から明示し、徹底しておくことが考えられます。情報管理の観点からは、各種の情報に対する個別従業員ごとのアクセス権限を管理することが望ましいのですが、あまり細かなルールを作って運用することはコストがかかりすぎるので、少なくとも紙媒体の情報については保管場所・保管責任者を明確にして徹底することと、

電子化された情報についてはアクセスできる端末を限定することは必要と考えられます。

また、就業規則等で従業員の私物パソコン、スマートフォン等の社内・業務上使用を禁止して、必要に応じて業務用の携帯電話を貸与するなど、会社の情報を従業員の私的領域に流出・コピーされることを防止することが有効と考えられます。

そして、従業員の退職に際しては貸与物品を返却して、会社の業務上の情報を一切持ち出さ

ず、個人的に保有している情報は廃棄して利用しない旨の誓約書をとることで、従業員の競業による実質的な会社損害のリスクを最小限にすることが期待できます。

三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦 守孝
〒390-0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3F
TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください！

“法人会やまびこ運動” ご協力をお願い

松本法人会が組織強化に向けた取り組みとして、4千社に上る会員の皆様にお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただいた「法人会やまびこ運動」は、昨年度も皆様からのご協力により大きな成果を上げることが出来ました。(ご紹介件



数：215件 ご入会件数：82件)

本年度も引き続き、5月から“法人会やまびこ運動”をスタートし、この運動をきっかけに法人会の輪をより一層広げていきたいと考えておりますので、皆様のお力添えを引き続きお願い申し上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所(法人・個人 支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます。※詳しくは当月号付録のオレンジ色のチラシをご覧ください。

本年度も皆様の力強いご協力をお願い申し上げます!!

4月26日(木) 松本
税務署において、主に
若手税務署職員を対象
とした職場研修会が開

催され、当会副会長で総務委員長の滝澤文雄氏(株)滝澤工務店代表取締役)が講師役を担当しました。

研修会では若手職員に対して法人会について(活動・役割・署との関係性等)説明すると共に、滝澤副会長が長年の企業経営を通じて培った「気遣い・気配りの大切さ」を中心にお話をさせていただきました。

松本税務署職場研修会で滝澤副会長が講師役を担当しました



地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

松本法人会 部会紹介 シリーズ

第14回 行ってきました! 堀金部会

～ 清らかで豊かなふるさと ～

堀金地区の見どころの一つは国営アルプスあづみの公園ではないでしょうか。西部の山中に開かれ、四季折々の花や樹木が豊かに美しく咲き誇り、様々なイベントも開催されており楽しい時間を過ごせます。近くには温泉も、美味しいものもあり、飽きることはないはずです。

山々の雪どけ水が川に流れ、湧き水が溢れ出し、たくさんの命を育みます。地場産作物の直売店(道の駅)として全国の先駆けとなった「アルプス安曇野 ほりがねの里」は全国でも有数の売り上げを誇る人気の道の駅です。農家の皆様の活性化にも大いに役立つとともに、新鮮な農産物を求める消費者に大人気で早朝から行列ができるほどで、「はじめてこんなに美味しい野菜をいただきました」と大勢の方に喜ばれています。

清らかで豊かな水資源は工業界でも大いに利用され、広大な土地には多くの工場が誘致され、エネルギッ

シユな工業団地を展開し、地域に活力を生み出しています。商工農に恵まれた暮らしは豊かな街を形づくり、学ぶ喜び、夢を育む心で未来に向かい力強い歩みを止めることはありません。堀金地域の益々の発展が期待されます。
(忠地恵子編集委員)

堀金部会

該当エリア：安曇野市堀金地区

会員数：57社

部会長：徳永喜久男氏

(富士電機メーカー(株)安曇野工場)

部会長より：堀金地区では地域の皆さんの交流が盛んで、ボランティア活動で山作業をしたり、秋の収穫祭では道の駅に出店を出して地域の名産物を紹介するなど、地域の活性化に奮闘しています。私も会員増強には苦勞しておりますが、地域の発展に微力ながら貢献してまいります。

青年部コーナー

第43回通常総会開催

4月25日、青年部第43回通常総会が開催され、昨年度の事業・決算の報告、本年度の事業・予算計画等が審議されました。また、総会に引き続き、租税教育活動特別プログラムとして、来年度の「全国青年の集い大分大会」での活動報告に向けた、これからの租税教育活動計画が発表されました。



租税教育活動特別プログラムの様子

女性部コーナー

第39回通常総会開催

4月18日、女性部第39回通常総会が深志神社梅風閣にて開催されました。予定されていた議事も全て無事承認され、新年度事業が本格的にスタートいたしました。



税務講話講師の松本税務署依田統括官

また、総会に先立ち、松本税務署依田統括官による税務講話も開催されました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局 (☎35-8080) まで!

平成30年度
前期税務研修会

▶ 平成30年度税制改正について、その他

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキにてご案内します。なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

*講師：松本税務署担当官（松本会場（A～Eブロック）は全て14:00～、大同生命松本ビル1F第一会議室にて行います。）

日 程	部 会	時 間（松本各ブロックは14:00～）	会 場
5月8日(火)	上高地・白骨温泉旅館部会	16:00～総会 ・ 16:40～研修会	アルピコプラザホテル
5月14日(月)	山形部会	15:00～研修会 ・ 16:00～総会	山形村商工会
5月15日(火)	三郷部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	安曇野市商工会 三郷支所
5月16日(水)	安曇部会	16:00～総会 ・ 16:40～研修会	松本商工会議所 安曇支所
5月17日(木)	堀金部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	安曇野市商工会 堀金支所
5月18日(金)	奈川部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	松本商工会議所 奈川支所
5月22日(火)	波田部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	松本市波田商工会
5月23日(水)	朝日部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	朝日村商工会
5月25日(金)	梓川部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	松本商工会議所 梓川支所
6月1日(金)	筑北部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	麻績村商工会
6月4日(月)	松本Aブロック（中央・大手・深志 各地区と農協部会）		
6月5日(火)	川手部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	安曇野市商工会 明科支所
6月6日(水)	松本Bブロック （城西・丸の内・開智・北深志・白板・宮淵・宮淵本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田（各町）・渚・島内 各地区）		
6月11日(月)	塩尻部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	中信会館エマールホール
6月12日(火)	豊科部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会豊科支所
6月13日(水)	穂高部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会 穂高支所
6月14日(木)	松本Cブロック （城東・清水・元町・女鳥羽・埋橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿（各町）・松原・並柳・中山・中山台・内田 各地区）		
6月21日(木)	松本Dブロック （本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮（各町）・両島・笹部・南原・島立・新村・和田 各地区）		
6月22日(金)	松本Eブロック （野溝木工・芳川野溝・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・芳川小屋・村井町（各町）・笹賀・空港東・神林・今井 各地区）		



AIG 損保

法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



スロバディーガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

松本支店

〒390-0814
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

(B-152289 2020-01)

「消費税申告一声運動実施中」

5月の予定

8日税制委グループ会議、上高地・白骨温泉旅館部
会総会・税務研修会 9日女性部幹事会 10日税務
入門(おさらい)講座 11日正副会長会、理事会 14
日山形部会税務研修会・総会 15日三郷部会総会・税
務研修会 16日安曇部会総会・税務研修会 17日堀
金部会総会・税務研修会 18日奈川部会総会・税務研

修会 21日青年部第二委員会・幹事会 22日波田部
会税務研修会・総会 23日朝日部会税務研修会・総
会 25日梓川部会総会・税務研修会 29日第6回通
常総会、社団化45周年記念式典等 30日決算説明会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/4月決算法人対象)
5月30日(水) 午後2時より大同生命ビル1階 第一会議室
同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する
説明会」

自動車税は5月31日(木)までに納めましょう

コンビニエンスストアなら24時間いつでも納付できます

平成30年度の自動車税の納期限は5月31日(木)です。自動車税は必ず納期限までに納めましょう。自動車税は、4月1日午前0時に自動車を所有している方に課税されます。お手元に届けられる納税通知書により、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは県税事務所で納付してください。

なお、新たにペイジー納付及びクレジットカード納付を導入いたしましたのでご利用ください。

また、「納税通知書が届かない」「所有していない自動車の納税通知書が届いた」「身体障がい者等の減免を受けたい」などのご相談は、中信県税事務所 電話(0263)40-1905(直通)までお問い合わせください。

2018シーズン

松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として、2018シーズンも松本山雅FCへのサポート(パートナーカンパニー10)を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいますようお願い申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先(住所・電話番号) ご希望される試合

お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。(ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合もございます。)

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX(36-0839)で、5月21日(月)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選

者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・今回は6月16日[vs大分トリニータ]～8月25日[vs横浜FC]までのチケットです。以降の試合は後日ご案内いたします。

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
19	6月16日(土)	大分トリニータ	18:00
20	6月23日(土)	ジェフユナイテッド千葉	18:00
22	7月7日(土)	アルビレックス新潟	18:00
24	7月21日(土)	京都サンガFC	18:00
26	7月29日(日)	ヴァンフォーレ甲府	18:00
29	8月18日(土)	FC町田ゼルビア	19:00
30	8月25日(土)	横浜FC	18:00

【お問い合わせ】

法人会事務局(電話：0263-35-8080)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラスト
タブレット
デジタルカメラ
手書きのイラスト
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざまし企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



安曇野の里 あかしや祭り (安曇野市)



安曇野市豊科南穂高にあるプラザ安曇野を会場に、毎年5月に「あかしや祭り」が開催されます。その名の通り、「あかしやの花の天ぷら」が振舞われる他、美味しい農産物販売や子供も楽しめる企画等も準備され、家族で楽しめるイベントです。(忠地恵子編集委員)

子供も楽しめる企画等も準備され、家族で楽しめるイベントです。(忠地恵子編集委員)

(本号編集委員… 忠地恵子 大沢利充)



家族が気を付けることは当たり前ですが、今春より保育園に入れて頂くようになって、保育や調理の先生方には大変ご心配をおかけし、事前のアンケートや何かの時の対応まで、事細かな配慮にありがとうございます。いつか克服し、兄弟仲良くお菓子を分け合える日がきますように。(忠地)

第6回通常総会記念講演会

聴講者募集中

『なぜ、感謝するとうまくいくのか』

日時 5月29日(火) 16:00~17:30

会場 アルピコプラザ ホテル 3階

聴講料 無料 (会員の方)

講師 工学博士 五日市 剛 氏



【プロフィール】

1964年生まれ。豊橋技術科学大学大学院修了。工学博士。学生時代の体験談をまとめた冊子「ツキを呼ぶ魔法の言葉」は口コミだけで140万部を超える大ベストセラーとなり、関連の書籍を含めると、累計で380万部に達する。

お申込 本号付録申込書をご利用いただくか、松本法人会事務局(☎0263-35-8080)までお願いします。

川柳コーナー
連休はどうして上がる
宿泊費
このままじゃ
無くなっちゃうよ
春と秋
休日は
なぜか早起き
愛娘
新米

あとがき

今年はおたたかな日が多かったです

注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社